

## 第3期 第2回

# 福岡市市民公益活動推進審議会

## 会議次第

日時：平成22年 8月10日(火) 午前10時～正午

場所：福岡市役所 15階 1504会議室

- 1 開会
- 2 新委員紹介
- 3 福岡市市民公益活動推進審議会傍聴要綱について
- 4 審議
- 5 閉会

### 配布資料

- |                             |        |
|-----------------------------|--------|
| ・福岡市市民公益活動推進審議会委員名簿         | (資料1)  |
| ・福岡市市民公益活動推進審議会運営要綱         | (資料2)  |
| ・福岡市市民公益活動推進審議会傍聴要綱(改正案)    | (資料3)  |
| ・福岡市総合基本計画における市民公益活動推進の位置づけ | (資料4)  |
| ・市民公益活動を巡る社会環境について          | (資料5)  |
| ・共働の推進の現状・課題                | (資料6)  |
| ・NPO活動の促進の現状・課題             | (資料7)  |
| ・福岡市共働事業提案制度                | (資料8)  |
| ・福岡市NPO活動支援基金・助成事業          | (資料9)  |
| ・市民活動団体等に関する調査データ集          | (資料10) |

## 「福岡市市民公益活動推進審議会」委員名簿

(任期：平成22年2月1日～平成24年1月31日)

氏名	所属等	分野
阿部 亨	福岡市市民局（市民局長）	行政
大谷 順子	特定非営利活動法人 子どもNPOセンター福岡	NPO・ボランティア関係者
大庭 宗一	特定非営利活動法人 博多の風	NPO・ボランティア関係者
菊池 裕次	福岡市教育委員会（理事）	行政
酒井 龍彦	福岡市7区区長会（博多区長）	行政
空 直美	株式会社 プロネット	企業関係者
原田 陽次	福岡市自治協議会等7区会長会	地域関係者
村山 由香里	株式会社 アヴァンティ	企業関係者
森田 昌嗣	九州大学大学院芸術工学研究院	学識経験者
山崎 好裕	福岡大学大学院経済学研究科	学識経験者

(五十音順・敬称略)

## 福岡市市民公益活動推進審議会運営要綱

## (趣 旨)

第1条 この要綱は、福岡市市民公益活動推進条例第19条の規定に基づき、福岡市市民公益活動推進審議会（以下「審議会」という。）の運営に必要な事項を定めるものとする。

## (組 織)

第2条 審議会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域活動実践者
- (3) 地域関係者
- (4) NPO・ボランティア関係者
- (5) 企業関係者
- (6) 市職員

## (会 長)

第3条 審議会に、会長及び副会長を置くものとし、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

## (部 会)

第4条 審議会は、特定の事項を調査審議する必要があると認められるときは、審議会の委員の一部をもって、部会を置くことができる。

- 2 特に必要があると認めるときは、部会に審議会委員以外の委員を置くことができる。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。
- 4 部会長は、部会の会務を総理し、審議結果を審議会に報告する。
- 5 部会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

## (会議の公開)

第5条 会議は、原則としてこれを公開する。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、市民局コミュニティ推進部市民公益活動推進課において行う。

(その他の事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成17年6月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年5月14日から施行する。

## 福岡市市民公益活動推進審議会傍聴要綱（案）

（傍聴の手続）

第 1 条 福岡市市民公益活動推進審議会の会議（以下「会議」という。）を傍聴しようとする者は、開催の 10 分前までに、整理番号票（別記様式）の交付を受けなければならない。

（入場の制限）

第 2 条 次の各号のいずれかに該当する者は、入場することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められるもの
- (2) ポスター、ビラ、拡声器等会議の妨害となると認められる物品を携帯しているもの
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすと認められるもの

（傍聴人の遵守事項）

第 3 条 傍聴人は次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 私語、談話又は拍手等を行うこと。
- (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。
- (4) 飲食又は喫煙を行うこと。
- (5) たすき等を着用し、又はプラカードを掲げる等示威的行為を行うこと。
- (6) 携帯電話、パソコン等の情報通信機器を使用すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、会議の妨害となるような行為を行うこと。

（撮影等の禁止）

第 4 条 傍聴人は、傍聴席において、写真等を撮影し、又は録音をしてはならない。ただし、特に会長の許可を得た者は、この限りでない。

（退 場）

第 5 条 傍聴人は、会長から退場を命じられたときは、速かに退場しなければならない。

（その他の指示）

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、傍聴人は会長の指示に従わなければならない。

附 則

この要綱は、平成 17 年 6 月 28 日から施行する。

この要綱は、平成 22 年 8 月 10 日から施行する。

年 月 日  
福岡市市民公益活動推進審議会

整理番号票

No. \_\_\_\_\_

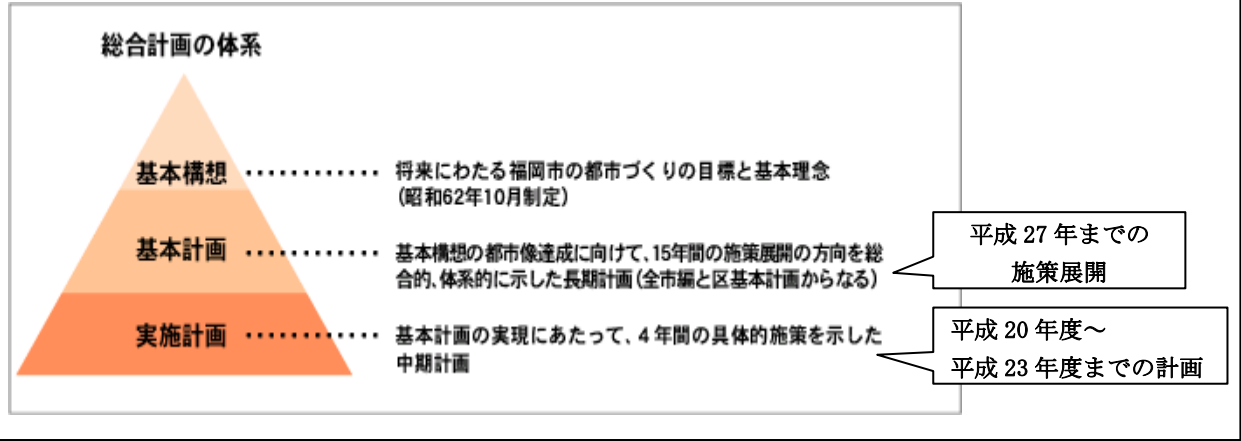
傍聴者は、会議の開催中この整理票を携行し、  
係員の求めに応じて提示してください。

**「福岡市市民公益活動推進審議会傍聴要綱」新旧対照表**

現 行	改 正 案	改正理由							
<p>(傍聴の手続)</p> <p>第1条 福岡市市民公益活動推進審議会の会議(以下「会議」という。)を傍聴しようとする者は、自己の氏名を、受付簿に記入し、係員の指示に従って、傍聴席に着かなければならない。</p> <p>(様式) 傍聴受付簿</p> <p>平成 年 月 日開催</p> <table border="1" data-bbox="219 992 815 1445"> <thead> <tr> <th align="center">氏 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td></tr> <tr><td> </td></tr> <tr><td> </td></tr> <tr><td> </td></tr> <tr><td> </td></tr> <tr><td> </td></tr> </tbody> </table>	氏 名							<p>(傍聴の手続)</p> <p>第1条 福岡市市民公益活動推進審議会の会議(以下「会議」という。)を傍聴しようとする者は、<u>開催の10分前までに、整理番号票(別記様式)の交付を受けなければならない。</u></p> <p>(様式) 整理番号票</p> <div data-bbox="936 820 1538 1315" style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>年 月 日</p> <p>福岡市市民公益活動推進審議会</p>   <p><b>整理番号票</b></p>   <p>No. _____</p>   <p>傍聴者は、会議の開催中この整理票を携行し、係員の求めに応じて提示してください。</p> </div>	<p>① 市民に公開する会議の傍聴手続きを簡略化し、市民の参加を容易にする。</p> <p>② 会議の傍聴にあたり、個人情報(氏名)の記入を必要とする特段の理由がないため、氏名記載を廃止し、整理番号票の交付に変更する。</p> <p>(平成22年4月7日付総行改第3号総務企画局情報公開室長・同局行政改革課長通知の指導内容による改正 (以下様式も同じ))</p> <p>様式の傍聴受付簿を廃止し、整理番号票を定める。</p>
氏 名									

総合計画の体系

福岡市総合計画は、福岡市における将来の健全な発展を促進するために策定する市政の総合的計画であり、「基本構想」「基本計画」「実施計画」の3つから構成されている。



I. 「福岡市基本構想」

1. 施策の大綱

～自律し優しさを共有する市民の都市～

「一人ひとりが支えあう市民社会の実現」

福岡市は、市民一人ひとりがお互いを尊重し、支えあいながら、安心して生活できる都市を実現する。

そのため、障害者など社会生活を営むうえでハンディキャップをもつ人々を含めたすべての市民が、誇りと生きがいをもって生活できる社会システムや施設の整備などを進める。

また、行政、職場、家庭、個人が自らの役割分担を自覚し、**すべての市民が主体性**をもち、あたたかないたわりや支えあいの心を共有する地域社会を形成していく。

2. 推進の基本的態度

～市民と行政の協働～

都市は、そこにかかわるあらゆる人々の手によって創られる。都市のたたずまいにも、そこに集う人の心や生活が映し出される。福岡市には、水や交通など、今なお、行政が主体となって取り組むべき課題が山積している。しかし、高齢化、国際化など新たな潮流がもたらす課題は、行政だけでは解決できないものも多い。

これらの課題は、行政のみならず、個人、家族、企業、地域社会の在り方をも問い直している。行政もまた、常に、時代の新しい価値観という広義の“文化”の視点から、自らを見つめ直し続けなければならない。

また、これらの課題解決には、**市民と、地域社会と、企業と、行政とのコミュニケーション**による目標の共有と、その目標に向かうあらゆる人々のより緊密な協働が必要である。



## Ⅱ. 「福岡市新・基本計画」

### 1. 総論

#### (1) 新しい福岡づくりの基本方向 ～自治・自立・共働～

人と人のつながりやコミュニケーションを大切にし、一人ひとりの思いを行動につなげ、**市民、地域コミュニティ、NPO、企業、大学、行政などあらゆる主体が、それぞれの役割と責任を果たし、共働しながら、豊かで住みよいまちを創り上げていく自治の都市をめざす。**

#### (2) 都市経営の基本的考え方 ～果敢に挑戦する自治と自律の都市・福岡～ 「市民自治・共働」

**新たな社会の担い手であるNPOの活動を活発にし、さらに企業、大学、行政を含めたあらゆる主体が、適切な役割分担と対等なパートナーシップのもとで共働する市民自治の実現をめざす。**

#### (3) 行政運営の基本姿勢 ～市民と共働する行政をめざす～

豊かで住みよいまちをつくるには、市民、地域コミュニティ、NPO、企業、大学、行政などが、それぞれの役割と責任を果たしていくことが不可欠である。行政体としての福岡市は、福祉の増進や基盤整備など自治体本来の役割を果たすことはもとより、**自ら市民の中に入っていき、共に考え行動するとともに、多様な人材や企業、NPOなどを紡ぎ、市民の力を引き出すコーディネーターとしての役割を積極的に担うなど、市政の主役である市民との共働を推進する。**

#### (4) 展望と課題 ～自治と自律の時代に向けて～

社会ニーズが多様化・複雑化する中、市民の自己実現や社会参加の意欲、行政や公益活動への参加意識は高まっており、市民活動が活発化している。本市では、よりよい福岡の実現に向けて、**NPOやボランティア、地域コミュニティの活動を支援するとともに、産学民官がそれぞれの責任と役割を果たしつつ共働するしくみづくりが重要である。**

### 2. 各論

「政策目標3地域コミュニティを活性化し、住民自治・地域自治を推進する。」

#### (1) 2015年の望ましい姿

- ①市民、そして地域の組織・団体が、生活に身近な地域の課題について考え、率直に意見交換、意思決定し、問題解決に向けて自ら主体的に取り組んでいる。また、ボランティアやNPO、企業や大学と情報交換したり連携して取り組むことも多くなっている。
- ②多くの市民が、ボランティア活動やNPO活動などの市民活動をはつらつと行っている。企業のボランティア休暇が普及するなど活動に参加しやすい環境が整い、NPOで働く人も増えている。

#### (2) 現状と課題

- ①社会経済情勢の変化や市民ニーズの多様化に伴い、地域課題は一層多様化・複雑化していくことが予想される。  
これまでの行政主導によるサービス提供だけでは十分な対応が困難となるとともに、市民の社会参加・貢献の意欲が高まる中、よりよい地域づくりに向けて、**市民活動を活性化し、様々な主体間での共働を進めることが、これまで以上に重要となっている。**
- ②社会的な課題解決をその存立目的としたNPOの活動が活発化している。  
NPOは、新たな公共・公益分野の担い手として、また、雇用の場としても期待され、これからの社会において重要な存在である。

一方で、その組織的・経営的基盤は未だ十分でないなど、総合的な支援と活動環境づくりが必要である。

### (3) 施策の基本的方向

#### ① NPO活動の促進

○NPO・ボランティア交流センターを最大限に活用しながら、NPOの組織的、経営的な活動基盤の強化を促進し、活動しやすい環境づくりを進めるなど、NPO活動を総合的に支援・促進する。

○市民や企業、大学などに、ボランティア活動やNPO活動について情報提供し、その重要性を普及・啓発するなど、市民が参加しやすい環境づくりに努める。

#### ② 市民参画・共働の推進

○市民と行政が、お互いの役割と責任を認識し、よきパートナーシップによるまちづくりを進めるため、市政情報を迅速かつわかりやすく公表・提供し、政策形成から執行、評価の各過程への市民参画のしくみをつくるなど、共働を積極的に推進する。

○特に、NPOの専門性や柔軟性を活かすため、その活動目的や自由な意志を踏まえながら、NPOと行政の共働を進める。また、大学の集積による「知」や人材の集積、若者が多いという本市の特性を活かし、大学間や様々な主体との共働を促進するとともに、教員、学生や若者の力をまちづくりに活かす。

## Ⅲ. 政策推進プラン（第2次実施計画）

### 1. 第1次実施計画（平成16～19年度）の成果と課題

#### (1) NPOの活動の促進

平成16年4月のNPO活動支援基金設立や平成17年4月の市民公益活動推進条例の制定、活動場所や情報発信を行うNPO・ボランティア交流センターの活用など、NPOが活動しやすい環境づくりを推進したが、**今後は、活動を担う人材の育成や活動資金の確保などの支援が必要である。**

成果指標である「ボランティア活動に参加している市民の割合」は、15%程度と新・基本計画の当初値を下回っているものの、市内に事務所を置くNPO法人延数やNPO・ボランティア交流センター利用登録数の増加のほか、NPO・ボランティア活動がメディアに取り上げられるなど、ボランティア活動への意識や重要性の認識は高まっており、**情報提供の充実など、気軽に公益活動に参加できる環境を整備していくことが必要となっている。**

#### (2) 市民参画・共働の推進

NPOと行政との共働件数も増加傾向にあるが、市民の多様なニーズに応えるため、NPOが持つ専門性や柔軟性などの特性を活かすしくみづくりが必要である。

### 2. 第2次実施計画（平成20～23年度）の取り組みの方向

NPOやボランティア活動の支援については、活動を担う人材の育成やNPO活動支援基金を活用した助成の活性化を図るとともに、NPOの新しい視点や発想を活かした提案をもとに、企画の段階からNPOと行政が一緒に取り組む共働事業提案制度を進めるなど、共働によるまちづくりのしくみづくりと実践をさらに進める。

## 市民公益活動を巡る社会環境について

### 1. 地域主権戦略大綱（別添1）

地域主権改革を総合的かつ計画的に推進するため、当面講ずべき必要な法制上の措置その他の措置や今後概ね2～3年を見据えた改革の取り組み方針を定めた「地域主権戦略大綱」が平成22年6月22日に閣議決定され、**特定非営利活動法人の設立認証、定款変更の認証、報告徴収、立入検査等の権限が政令市へ委譲**されることとなった。

（参考）平成22年5月31日現在

- ・福岡市内に事務所を置く特定非営利活動法人数：707
- ・福岡県認証で福岡市内に主たる事務所を置く特定非営利活動法人数：535

### 2. 「新しい公共」宣言（別添2）

平成22年6月4日「新しい公共」円卓会議が開催され、「新しい公共」宣言が発表された。この宣言で、**税額控除の導入、認定NPOの「仮認定」とPST基準の見直し、みなし寄附限度額の引き上げ等を可能にする税制改革**を速やかに進めることや関係各省庁の壁を乗り越え、「特区」などを活用して社会イノベーションを促進する体制を政府一体となって作ること、**政府、企業、NPO等が協働で社会的活動を担う人材育成と教育の充実を進めること、国や自治体等の業務実施にかかわる市民セクター等との関係の再編成について、依存型の補助金や下請け型の業務委託ではなく、新しい発想による民間提案型の業務委託、市民参加型の公共事業等の仕組みを創設すること**等が提案された。

### 3. 市民公益税制PT 中間報告書（別添3）

平成22年4月8日平成22年度第1回税制調査会が開催され、市民公益税制PT中間報告書が発表された。この報告書で、**①所得税の税額控除制度の導入、②認定NPO法人の認定基準の見直し（PST要件の見直し、「仮認定」制度の導入、事後チェック型の制度への移行）、③地域において活動するNPO法人等の支援（寄附対象団体の拡大、ふるさと寄附金の活用、個人住民税の寄附金税額控除の適用下限を5千円から2千円へ引き下げ）が市民公益税制の改革の方向性**としてあげられ、今後平成23年度税制改正における実現に向けて、具体的な制度設計が進められる。

（参考）平成22年5月31日現在福岡市内の認定NPO法人の数：7法人

#### 4. 新成長戦略（別添4）

平成22年6月18日に「新成長戦略」が閣議決定された。同戦略の中で、経済成長に特に貢献度が高いと考えられる21の施策「国家戦略プロジェクト」に「新しい公共」が選定されており、国民の多様なニーズにきめ細かく応えるサービスを市民、企業、NPO等がムダのない形で提供することで、活発な経済活動が展開され、その果実が社会や生活に還元され、「新しい公共」を通じて新しい成長を可能にするとされている。そのために、市民公益税制の具体的制度設計やNPO等を支える小規模金融制度の見直し等を着実に実施・推進するとしている。

#### 5. 財政運営戦略（別添5）

平成22年6月22日に「財政運営戦略」が閣議決定され、同戦略の中でも「新しい公共」が国民のためのサービスを提供していくことは、国民の満足度、幸福度を高めるとともに、結果として歳出の削減にもつながりうるとされている。

地域主権戦略大綱(抄)

〔平成22年6月22日  
閣議決定〕

別紙2 基礎自治体への権限移譲の具体的措置

(5) 指定都市へ移譲する事務

〔内閣府〕

- ① 特定非営利活動法人の設立認証、定款変更の認証、報告徴収、立入検査等都道府県知事が処理している特定非営利活動法人の設立の認証、定款変更の認証、事業報告書等の受理、解散の認定、合併の認証、報告の徴収及び立入検査、改善命令並びに設立認証の取消し(特定非営利活動促進法(平10 法7)10 条1 項、25 条3項、29 条1項、31 条2項、34 条3項、41 条1項、42 条、43 条1項)については、指定都市へ移譲する。

※ 上記1に掲げる事務に付随する事務については、この別紙に掲げられていないものも含め、上記1に掲げる事務とともに都道府県から市町村への権限移譲を行うものとする。

## 「新しい公共」宣言 要点（「新しい公共」円卓会議による提案）

- ◇ 「新しい公共」とは、「支え合いと活気のある社会」を作るための当事者たちの「協働の場」である。そこでは、「国民、市民団体や地域組織」、「企業」、「政府」等が、一定のルールとそれぞれの役割をもって当事者として参加し、協働する。（次ページの「イメージ図」参照。）
- ◇ 「新しい公共」の主役は国民である。国民自身が、当事者として、自分たちこそが社会を作る主体であるという気持ちを新たにし、ひとりひとりが日常的な場面でお互いを気遣い、人の役に立ちたいという気持ちで、それぞれができることをすることが「新しい公共」の基本だ。ひとりでは到底解決できないような大きな社会問題は多いが、大きな問題だからこそ、ひとりひとりの気持ちと、身近かなことを自分から進んで行動することが大事なのだ。
- ◇ 企業も「新しい公共」の重要な担い手である。企業は、社会から受け入れられることで市場を通して利益をあげるとともに、持続可能な社会の構築に貢献することにより、「経済的リターン」と「社会的リターン」の両方を実現することが可能なはずだ。しかし、昨今のグローバル経済システムは、利潤をあげることのみが目的化し、短期的利益を過度に求める風潮が強まり、その行き過ぎの結果、「経済的リターン」と「社会的リターン」を同時に生み出すことができない状況も起きている。「新しい公共」を考えることは、資本主義のあり方を見直す機会でもある。一方、NPOや社会的課題を解決するためにビジネスの手法を適用して活動する事業体が継続的な活動を行える仕組みを作る事は、よりよい社会を構築するための多様性を確保するという視点から重要である。
- ◇ 「新しい公共」を実現するには、公共への政府の関わり方、政府と国民の関係のあり方を大胆に見直すことが必要である。政府は、思い切った制度改革や運用方法の見直し等を通じて、これまで政府が独占してきた領域を「新しい公共」に開き、「国民が決める社会」を作る。
  - ・税額控除の導入、認定NPOの「仮認定」とPST基準の見直し、みなし寄附限度額の引き上げ等を可能にする税制改革を速やかに進め、特に、円卓会議における総理からの指示（税額控除の割合、実施時期、税額控除の対象法人）を踏まえて検討を進める事を強く期待する。
  - ・関係各省庁の壁を乗り越え、「特区」などを活用して社会イノベーションを促進する体制を政府一体となって作る事、および、政府、企業、NPO等が協働で社会的活動を担う人材育成と教育の充実を進めることが重要。
  - ・国や自治体等の業務実施にかかわる市民セクター等との関係の再編成について、依存型の補助金や下請け型の業務委託ではなく、新しい発想による民間提案型の業務委託、市民参加型の公共事業等の仕組みを創設することが必要。
  - ・公的年金の投資方針の開示の制度化による社会的責任投資の推進をすることが望まれる。
- ◇ 「新しい公共」が作り出す社会は、すべての人に居場所と出番があり、みなが人に役立つことの喜びを大切にする社会であるとともに、その中から、さまざまな新しいサービス市場が興り、活発な経済活動が展開され、その果実が社会に適正に戻ってくる事で、ひとびとの生活が潤うという、よい循環の中で発展する社会である。さらに、つながりの中で新しい発想による社会のイノベーションが起これ、「新しい成長」が可能となるであろう。
- ◇ なお、今後の政府等の対応などをフォローアップし、また、「新しい公共」について引き続き議論をする場を設けることが望ましいと考える。

平成 22 年 6 月 4 日

提案	政府の対応
<p>1. 「新しい公共」の基盤を支える制度整備</p> <p>(1) 寄附税制などの制度整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・寄附税制の見直し</li>   <li>・税額控除の導入</li>   <li>・認定NPOの「仮認定」とPST(パブリック・サポート・テスト)基準の見直し、みなし寄附限度額の引き上げ</li> </ul>	<p>総理からの「税額控除の割合は寄附金の 50%(所得税額の 25%を上限)とする。社団、財団、学校法人、社会福祉法人等についても、認定NPO法人と同じような税額控除を導入する。平成 23 年1月から所得税の税額控除を適用する。」という指示の下、市民公益税制PT中間報告書に沿って、以下の施策について平成 23 年度税制改正における実現に向けて、税制調査会において、具体的な制度設計を進める。</p> <p>1 所得税の税額控除制度の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・草の根の寄附を促進するため、新たに税額控除方式を導入し、所得控除との選択制とする。その際、寄附はチャリティの精神に発するものであることを踏まえ、寄附金額の一定割合を控除できることとする(所得税額の一定割合までを限度)。</li> <li>・「新しい公共」の担い手となる認定NPO法人のほか、学校法人、社会福祉法人等に対する寄附について、税額控除を導入するかどうか、当該法人と市民とのかかわり度合いや運営の透明性等も踏まえ、検討する。</li> </ul> <p>2 認定NPO法人の認定基準(PST等)の見直し</p> <p>(1) PST(パブリック・サポート・テスト)要件の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業収入が多いNPO法人でもPSTをクリアしやすくするため、PSTに一定金額以上の寄附者の絶対数で判定する基準を導入する。</li> </ul>

(注) 本表は、「新しい公共」円卓会議において提案・議論された事項と、現時点での政府の対応を示したものである。

<p>・自治体が寄付金税額控除の対象とするNPO法人の指定を可能にする</p>	<p>・また、地方団体が個人住民税の寄附金税額控除の対象として条例に基づき独自に指定したNPO法人についてはPST要件等を求めないこととする。</p> <p>(2) いわゆる「仮認定」制度の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・NPO法人のスタートアップを支援するため、PSTを満たさなくても寄附優遇を受けられる「仮認定」の仕組みを導入する。</li> <li>・なお、制度の乱用防止のため、「仮認定」を受けながら「本認定」を受けなかった場合には、一定期間、再度の「仮認定」の申請ができないこととするなどの措置を検討する。</li> </ul> <p>(3) 事後チェック型の制度への移行等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認定NPO法人となるための間口を広げる中で、法人の質を維持し市民からの信頼を確保するため、認定が取り消された場合における事後的な是正措置を検討する。</li> <li>・国税庁が行っている認定事務について、NPO法人と身近に接し、その活動の実態を的確に把握できるといった点を踏まえ、法人の設立認証を行った地方団体等が行う仕組みについて、地方団体等と協議しつつ検討する。</li> <li>・認定NPO法人は、収益事業以外に支出した場合には、収益事業の所得の20%までを損金算入できる。この割合について、社会福祉法人等とのバランスに配慮しつつ、引上げを検討する。</li> </ul> <p>3 地域において活動するNPO法人等の支援(個人住民税)</p> <p>(1) 寄附対象団体の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人住民税の寄附金税額控除について、所得税の控除対象寄附金の範囲を超えて、NPO法人への寄附金を地方団体が条例に基づき指定できる仕組みを導入する。</li> </ul>
---	---



<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人住民税の寄附金税額控除の限度額の引き下げ</li> <li>・信託による新しい公共支援を可能とする税制を含む検討(信託及び公益信託)</li> <li>・NPO等は、その責任増大に見合っ、会計基準等にのりつた情報公開や寄付者に対する活動報告といった説明責任を果たす</li> </ul> <p>(2) 非営利の法人が「市場」で活動しやすくなるための制度の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会事業法人制度の検討</li> <li>・公益法人等の公益認定プロセスの迅速化・透明化</li> </ul> <p>・労働協同組合の制度整備</p> <p>(3) NPOバンクなどNPO等を支える小規模金融制度にかかわる見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・NPOバンクに対する貸金業法にかかる規制</li> </ul>	<p>(2) 地方団体によるNPO法人支援(ふるさと寄附金の活用)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人住民税の控除対象寄附金の取扱いを明らかにすることを通じて寄附しやすい環境を整備する(この場合、所得税も同様の扱いとする)。</li> </ul> <p>(3) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人住民税の寄附金税額控除の適用下限額を現行の5千円から2千円へ引き下げる。</li> <li>・信託を使って公益活動に参画する環境を整備する観点から公益信託制度の抜本的な見直しが行われた場合等には、それに対応する税制を検討する。</li> </ul> <p>社会的企業を支える環境整備を含め、諸外国における制度の研究も踏まえ、非営利の法人が活動しやすくなるための制度の見直し・検討を制度全体の整合性に配慮しつつ進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公益法人の認定等については、事後チェックを適正に機能させ、柔軟でメリハリのある審査へと転換することにより、平成22年度以降の申請について、原則として、認定等までの期間は4ヶ月以内とし移行期間内にすべての認定作業が完了することを目指す。また、外部の有識者・経験者を活用した法人向け相談会、業態別説明会への講師派遣、公益認定等の典型的な論点についての応答集の充実などにより、公益認定等に関する情報発信を推進する。</li> <li>・議員立法で協同労働の協同組合法案が検討されているところ。</li> </ul> <p>・「新しい公共」を支える金融スキームの拡充に向け、規制改革の一環としてとりまとめ、行</p>
---	---

の緩和

- ・多重債務者等に対する貸付事業を行う地域生協の県域規制及び純資産要件の緩和

## 2. 基金の設置などによるソーシャルキャピタル育成に対する投資や支援

- ・NPO等への少額金融制度の拡充(つなぎ融資を含む)
  - ・NPOへの融資(労金、信金、NPOバンク等)の際のNPOの評価を実施する機関との連携促進
  - ・社会貢献活動事業への融資や市民等からの寄附を新しい公共の活動につなげる取組の促進
- ・地域コミュニティのソーシャルキャピタルを高める先進的な活動の促進・支援

政刷新会議に6月を目途に報告する。特に、いわゆるNPOバンクについて貸金業法にかかる一定の規制緩和につき6月18日の改正貸金業法施行と同時の措置を検討中。また、多重債務者等に対する貸付事業を行う一定の地域生協について県域規制の緩和を行った(5月21日施行)。

- ・NPO等の新しい公共の担い手を、企業による社会的取組と連携し、資金供給や活動基盤の面から一体的に支援する方策を年内を目途に検討する(寄附事業推進のための協働、融資の円滑化、財務・会計基盤整備、NPO等の評価等)。
  - ・ソーシャルビジネス事業者に対する金融支援の促進に向けた取組を実施する。併せて、社会貢献型事業を支援するため、日本政策金融公庫に平成21年度に創設した融資制度の普及を図る。
  - ・NPO、社会的企業の人材・寄附などのマッチング機能の検討を含めた、地域SB/CB推進協議会(地域におけるソーシャルビジネス事業者及び支援者のネットワーク)の活動を促進する。
- ・地域金融を活用したファンド等を通じて、地域コミュニティ振興に資する「地域の志ある投資」を促進することを年内を目途に検討する。
- ・多様な主体が地域づくりを担っていけるよう、平成23年度から、自発的な地域づくり活動の支援の他、中間支援組織の育成支援に取り組む。
  - ・平成22年度から、ソーシャルキャピタルの形成につながる文化に対する投資を充実するとともに、「文化力」(文化芸術の創造性や魅力)を活用した都市戦略を支援する。
  - ・劇場・音楽堂等の地域の核となる文化芸術拠点において、舞台芸術が創造・発信され、地域住民がそれらを楽しむことができるよう、平成22年度からその充実を図る。

・NPOや非営利団体等の有する美術館・ホール等公共的な文化施設への固定資産税の減免や容積率の緩和の検討

### 3. 社会的活動を担う人材育成、教育の充実

・社会的活動を担う人材を企業と中間支援NPO、大学、行政等が連携・協働し、育成

・ソーシャルイントラプレナー、ソーシャルベンチャーの育成

・NPOや非営利団体の有する美術館・ホール等公共的な文化施設への固定資産税の減免について、その必要性を含め、税制調査会において検討する。

・企業内人材や社会人の活用・再教育、新たな人材の育成等を通じて、教育や子育て、まちづくり、介護や福祉など身近な分野での取組みへの参加促進を推進するほか、リーダーとなりうる人材の育成を支援する。

・地域ぐるみで多様な世代の立場の人々による学校教育等の支援の取組、学校・家庭・地域における教育の振興を図るPTAの取組、公立学校の地域活性化の拠点化への取組等を促進・支援する。

・地元企業・産業界・大学等の連携による「知的プラットフォーム」を構築し、その連携を促進する。

・公民館、図書館等の社会教育施設を核にNPO等のネットワーク形成・連携を推進し、地域の課題に応える機能を強化するとともに、総合型地域スポーツクラブを地域の拠点として、スポーツ、文化活動を担う地域住民の主体的な取組を推進する。

・NPO・NGO等との連携により、環境教育や持続可能な開発のための教育(ESD)活動を推進する。

・「明日の安心と成長のための緊急経済対策」の一環として、社会起業や社会的企業人材創出を支援するための「地域社会雇用創造事業」を実施。平成23年度末までに、選定12事業者による事業を展開する。

・地域の中間支援機関の育成、ソーシャルビジネス事業者の他地域へのノウハウの移転、村おこしを行う若者等の発掘・育成等に関する先進的な取組みの展開支援を実施・拡充する。

・実証事業等を通じ、環境NPO等を事業型環境NPOや社会的企業として発展させていく

#### 4. 国・自治体等の業務実施にかかわる市民セクター等との関係の再編成

- ・民間提案型の業務委託、市民参加型の公共事業等についての新しい仕組みを創設
- ・事業仕分けの中で、事業の停止・縮減のみならず、独法や公益法人から、NPO等への業務運営等の移管を検討
- ・市民セクターと政府の連携に関する包括協定（日本版コンパクト）
- ・フルコストリカバリー（直接経費と間接経費）による質の高いサービス提供
- ・委託業務等における概算払いの積極的導入やつなぎ融資の実施

#### 5. その他の「新しい公共」の推進方策

##### (1)「地域市場」の創成

- ・子ども手当の一部を財源として、自治体がバウチャーを発行し、活用することで、NPO等の活躍の場を拡大し、ソーシャルキャピタルの高い地域を形成する。

ための支援を行う。

行政が独占してきた「公」を企業、NPO等を開き、国民が積極的に公に参画することを重視する。このため、行政による直轄事業を見直し、企業、NPO等の参画を認める事業、民間資金等活用事業や公共サービス改革を進める事業を重視する。

- ・都市・まちのリニューアル・維持管理において、PPP（パブリックプライベートパートナーシップ）の導入を加速するため、今年度からそのための環境整備を進める。
- ・行政刷新会議ワーキンググループにおいて、独立行政法人や政府系の公益法人等が行う事業を対象とした事業仕分けを通じて、誰が事業を実施する主体として適切かといったこと等について検証を行う。その上で、これら法人に関する制度・規制等の見直しを進める。
- ・民間の創意工夫が活きる公共サービスとするため、公共サービス改革基本方針を決定する。また、「新しい公共」を支える多様な担い手からなる総理主催の会議をこの夏にも設置し、公共サービス分野での包括的連携に関するガイドライン（日本版コンパクト）の検討に着手する。
- ・地域 SB/CB 推進協議会（地域におけるソーシャルビジネス事業者及び支援者のネットワーク）を通じた自治体等との連携を促進する。
- ・NPO等の新しい公共の担い手を、企業による社会的取組と連携し、資金供給や活動基盤の面から一体的に支援する方策を年内を目途に検討する。

- ・子ども・子育てを社会全体で支援する包括的・一元的なシステムの構築を検討している子ども・子育て新システム検討会議等において、現金給付と現物給付の組合せ等を含め、市町村の裁量で一体的に提供する仕組みなど具体的な制度設計を運用上の問題点も含めて検討する。なお、23年度以降の子ども手当については、政府全体で議論し、予算編成過程で結論を得る。

(2) 社会イノベーションを促進する仕組みによる  
ソーシャルキャピタルの高いコミュニティ作り

- ・政府、NPO、その他の関係者からなる協議会を設置し、社会イノベーションのモデル(規制改革、公的支援等)を今年度中に提示し、民間事業者や地方が応募する仕組みを検討する。
- ・社会イノベーションを促進するために必要な規制改革及び公的支援等を一体として実施する総合特区等について、平成 23 年度に決定できるよう検討を進める。これらの施策については広く提案募集するとともに関係府省、地方公共団体、NPO等関係者の意見交換を行うような仕組みを検討する。
- ・広域連携が重要となる分野におけるICT利活用を促進するため、平成 23 年度までに技術課題及び人材育成・活用等に関する標準仕様を策定する。

(3) 市場を通じた「新しい公共」の促進

- ・公的年金の投資方針の開示の制度化による社会的責任投資の推進

- ・厚生年金及び国民年金の積立金の運用の在り方については、現在、「年金積立金管理運用独立行政法人の運営の在り方に関する検討会」において、社会的責任投資についての論点を含め、検討中(検討会は、年央を目途に中間とりまとめ、年内に最終とりまとめ予定)。なお、年金積立金は、国民からの「預かり金」であり、安全・確実な運用が必要。

- ・ネットを使った少額融資の仕組みの活用

6. 企業の公共性について

- ・企業の公共性や社会性に目を向けた経営を支援する環境の整備

- ・企業が、「次世代育成支援」を社会的責任(CSR)の主要な柱のひとつとして位置付け、売上高の一部を還元した寄附や学校教育支援等の次世代育成支援活動を促進するよう、そのための支援策や社会的評価を高めるための施策等を推進する。
- ・企業が、企業自身の成長に資するような、ソーシャルマーケティングを促進するための取組について検討する
- ・地方自治体と民間事業者が連携して買物支援等の取組を検討する際にガイドラインとなる先進事例や制度の活用方法等を平成 22 年度に整理する。

・社会的課題を解決するためにビジネスの手法で活動する事業主体を「新しい公共」の重要な担い手として育成する観点から、ソーシャル・ビジネス・ネットワークを拡充

## 7. 今後の取組

・「新しい公共」のルールと役割を定めるという観点から、今後の政府の対応などをフォローアップするとともに、公共を担うことについての、国民・企業・政府等の関係のあり方について引き続き議論をするための場を設ける

・幅広い関係機関によりソーシャルビジネス推進ネットワークを平成 22 年度中に立ち上げ、ソーシャルビジネス活性化に向けた様々な活動を推進する。  
・NPO等の非営利法人型のソーシャルビジネスでも活用可能な中小企業支援策等をまとめ、普及・啓発するとともに、ソーシャルビジネス振興に向けて、地域の商工団体等と連携を促進する。

・「新しい公共」を支える多様な担い手からなる総理主催の会議をこの夏にも設置し、12 月末までに、政府の対応についてフォローアップを行い、その結果を踏まえた提言を行うとともに、政府と市民セクター等との公契約や協約のあり方などについて議論を行う。